

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年7月11日（平成28年（行情）諮問第459号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（行情）答申第564号）

事件名：特定県道をめぐる都市再生機構と特定法人等に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「国土交通大臣」という。）が平成28年3月30日付け国広情第449号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 当初の請求通りの文書を開示するよう求める。

(2) すでに国会に提出されていたり、国土交通大臣指示などにより取得したりしたであろう文書及び文書作成に必要な根拠となる文書などが一切含まれておらず、国土交通省が管理・保管している請求にある文書が含まれていないため。

なお、今回の開示決定は、「当該開示請求に係る調査等に時間を要するため」として1か月以上の期限の延長もされており、請求に該当する文書が多数に上るとみられるにもかかわらず、A4・6枚という不自然に開示文書が少なくなっている。開示請求後、文書の特定に関する国土交通省側からの問い合わせなどは全くない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、本件請求文書の開示

を求めたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条2号イに該当する部分を不開示とし、その余を開示する一部開示決定（原処分）を行った。

(3) これに対し、異議申立人は、諮問庁に対し原処分に不服があると主張する異議申立てを提起した。

2 異議申立人の主張について

(省略)

3 特定県道における特定法人とUR間の補償協議について

(省略)

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人は、当初の請求通りの文書が含まれていない旨主張していることから、本件対象文書の他に、本件請求文書に該当する文書の保有の有無について検討した。

本件対象文書を特定するにあたっては、「特定県道に係るURと特定法人間のやりとり」及び「特定県道に係るURと特定事務所関係者間のやりとり」に関する行政文書が存在するか確認し、以下の文書1ないし文書4を特定した。

① 文書1

URが特定県道周辺でコンクリート亀裂に関して補償交渉しているかという点について、平成27年3月12日に国土交通省内で使用した説明資料

② 文書2

特定県道に係る特定法人とUR間の補償協議状況について、URに確認し、平成28年1月28日に国土交通省がその内容を公表した資料

③ 文書3

特定県道に係る特定法人との補償協議状況について、平成28年1月28日にURが公表した資料

④ 文書4

特定県道に係る特定事務所秘書との面談対応状況（日時、場所及び対応者）について、平成28年1月28日にURが公表した資料

なお、特定した本件対象文書の他に、異議申立人が主張する、既に国会に提出されていたり、国土交通大臣指示などにより取得したりしたであろう行政文書、及び文書作成に必要な根拠となる行政文書は、請求の時点において存在しない。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件開示請求につき、本件対象文書

を特定した原処分は妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月17日 審議
- ④ 同年12月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、法5条2号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

異議申立人は、国土交通大臣指示などにより取得したりしたであろう文書及び文書作成に必要な根拠となる文書などが一切含まれていない等として、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件開示請求の当時、特定県道に関するUR、特定法人及び特定事務所関係者等との関係については、特定報道の記事（以下「特定記事」という。）をきっかけとして、連日マスコミ等で報道されており、また、当審査会事務局職員をして、国土交通省のホームページに掲載されている大臣会見の要旨を確認させたところ、国土交通大臣が、特定記事に関し、国土交通省に直接関連する事実関係について早急に調査するよう事務方に指示し、調査結果はまとまり次第速やかに公表したいと考えている旨発言していることが認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した理由並びに特定記事に関し、特定県道に関する国土交通省、UR、特定法人及び特定事務所関係者等との関係等に係る文書が外にないか、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書に該当する文書としては、理由説明書（上記第3）に記載したとおり、開示請求時点において保有していた「特定県道に係るURと特定法人間のやりとり」及び「特定県道に係るURと特定事務所関係者間のやりとり」に関する行政文書を特定した。

イ 審査会からの照会に係る文書として、開示請求時点においては、「特定記事に関する事実関係の調査結果について」（平成28年1月28日付け住宅局）として公表した文書（以下「本件公表文書」という。）を保有している。文書2及び文書3は、本件公表文書の

一部であるが、本件公表文書のその余の文書については、特定記事に関し、国土交通省の職員と特定事務所関係者との事実関係についての文書及び本件公表文書を公表する旨の表紙であることから、原処分においては特定していない。

ウ 本件対象文書及び本件公表文書の外に、開示請求時点において、特定県道に関する国土交通省、UR、特定法人及び特定事務所関係者等との関係等に係る文書が外にないか、改めて関係課室の事務室内、倉庫等の探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(3) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 本件請求文書に該当する文書については、本件請求文書の文言及び異議申立書（上記第2の2）における異議申立人の主張等を踏まえれば、「特定県道に関する国土交通省、UR、特定法人及び特定事務所関係者等との関係等に係る文書の全て」と解すべきである。

イ 当審査会において、諮問庁から、本件公表文書の提示を受けて確認したところ、本件公表文書は、特定記事に関する事実関係について国土交通省が公表した文書であって、特定県道に関する国土交通省、UR、特定法人及び特定事務所関係者等との関係等についての記載があり、全体として本件請求文書に該当する文書であると認められる。そして、諮問庁が上記（2）イで説明するとおり、文書2及び文書3は、本件公表文書の一部であることが認められる。

したがって、本件公表文書のうち文書2及び文書3を除く文書（別紙の3に掲げる文書）は、本件請求文書に該当する文書として特定すべきである。

ウ また、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に、開示請求時点において、本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の説明は、不自然・不合理なものとはいえず、これを覆す特段の事情も認められない。

エ 以上のことから、国土交通省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、この文書を対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、国土交通省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を

保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定県道をめぐるURと特定法人，特定事務所関係者に関する文書（メモや，メールなど電子記録含む）一切

2 本件対象文書

文書1 特定地区特定県道工事に係る〇〇（株）への対応について

文書2 S社とUR間の補償協議状況について（平成28年1月28日付け国土交通省住宅局）

文書3 S社との補償協議状況について（平成28年1月28日付けUR都市機構）

文書4 本件に係る特定事務所秘書との面談対応状況（日時，場所及び対応者）について（平成28年1月28日付けUR都市機構）

3 改めて開示決定等をすべき文書

「特定記事に関する事実関係の調査結果について」（平成28年1月28日付け住宅局）として公表した文書（文書2及び文書3と重複する部分を除く。）